

個人で申請できる主な事業一覧

教育振興事業

事業名	事業内容	申請手続き	備考
奨学金 (貸与)	 ○連帯保証人(保護者等)が岐阜県内在住又は在勤で、学校教育法に準拠する短大・大学・大学院・高等専門学校(4・5年生)・専修学校専門課程に令和7年度入学又は在学中の学生(4月1日時点で30歳未満) ・修学年数1年に付き25万円 ・最高限度額100万円 ○選考委員会で選考し、6月上旬に通知(60名程度を予定) ○正規の学校卒業年の12月を第1回とし、以後毎年12月に8年以内で返還(貸与金額100万円に限り10年以内も可) ※詳細はHPで確認してください	○申請期間は、毎年4月1日～4月30日 ○申請にあたって、奨学生申請書・付属調査票・在学証明書・連帯保証人の所得に関する証明書を岐阜支部に提出 ○選考結果の内定通知を受け取ったら、奨学金借用証書・貸与奨学金誓約書・連帯保証人の印鑑登録証明書を岐阜支部に提出 ◎奨学生本人に電話で意思確認します ※詳細はHPで確認してください	○同一人が、大学で80万円貸与を受け、その後大学院で20万円の貸与を受けることは可能 ○卒業後、奨学生は速やかに卒業論文概要または学習成果報告書及び奨学金の主な使途を理事長に報告(直接本部に送付) ○返還が遅れると延滞金が発生

Q 長男が弘済会の奨学金を借りていますが、今度二男が大学に入学しました。二男も借りることはできますか。

A 借りることができます。弘済会の貸与奨学金の申請は、学生ご本人からしていただきますので、二男のおさんは全く別の方ということになります。

福祉事業

※教弘会員とは、「ユース教弘保険」「教弘保険6口以上(S型は1口以上)」「65歳以上は教弘保険1口以上」に加入しておられる方々のことです。「教弘」と付くその他の保険(「教弘医療保険」「教弘終身保険」など)のみの加入者は、対象となりません。

※会員自身による申請が必要です。

※申請用紙は、弘済会岐阜支部ホームページからダウンロードできます。

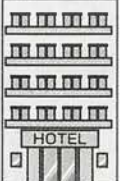
※申請される場合は、給付・補助資格を確認してください。

弘済会岐阜支部

検索

給付・補助資格

項目	対象(必要口数・年齢条件)			
	ユース教弘	教弘		
		65歳未満	65歳以上	
		6口	10口*	
1 宿泊補助券	○	○	○	○
2 健康増進補助(年齢等限定)		○	○	○
3 書籍購入補助(年齢限定)	○	○	○	○
4 結婚祝金	○		○	○
5 出産祝金	○		○	
6 20歳成人祝金	○	○	○	○
7 入学祝品	○	○	○	
8 傷病見舞金	○	○	○	
9 災害見舞金	○	○	○	○

事業名	事業内容	申請手続き	備考
①宿泊補助券	 ○補助資格のある教弘会員とその家族が指定宿泊施設を予約したときに給付 ・補助額1泊2,000円 ・利用回数は教弘会員・家族(配偶者・親子)含め1年度内6泊まで	○申請は宿泊日の10日前まで ○指定宿泊施設(P.6~7参照)に日教弘岐阜支部の宿泊補助券を利用することを告げて電話予約したのち、申請書を岐阜支部に提出(FAXまたはメール・HP送信)	○資格認定基準日は、宿泊日 ※岐阜支部HPからスマホ等の専用フォームで申請することもできます。

Q 宿泊補助券を申請したのですが、都合により使いませんでした。このまま破棄してよいでしょうか。

A 補助券は年度内に6泊分使用できます。返却していただければ、その分はリセットされますが、返却をされない場合には発券済みとしてカウントされます。今後6泊分まで使われる可能性があるようでしたら、返却していただいた方がよいです。

事業名	事業内容	申請手続き	備考
②健康増進補助 	○補助資格のある56歳以上の退職教弘会員が、4月1日から翌年3月31日までの間に人間ドック等を受診し、15,000円以上を個人負担した時に給付 ・補助額5,000円(年度内1回)	○最後の受診から1年以内 ○申請書を岐阜支部に提出 ○領収書のコピーを添付 ※通常の診察とみなされる保険適用での検査、二次検診は対象外です	○資格認定基準日は、受診した日(複数の受診をした場合は、最終の受診日)

Q 人間ドックは受けていませんが、健康増進のために大腸検査、乳がん検診等を別々の日に受けました。合計すると1万5千円を超えました。補助の対象となりますか。

A 補助対象となります。それぞれの領収書のコピーを添付して申請してください。

事業名	事業内容	申請手続き	備考
③書籍購入補助(年齢限定) 年齢の1の位の年齢が4または8となる教弘会員 	○補助資格のある教弘会員が、誕生日以降1年以内に合計額3千円以上の書籍を購入した場合に補助 (図書カード3千円)	○誕生日から1年以内 ○申請書を岐阜支部に提出 ○領収証のコピー添付	○新聞やカレンダー、手帳、日記等書籍以外は対象外

Q 添付する領収書は、複数枚になっても構いませんか。また、領収書の日付は同一日でなくてもよいのでしょうか。

A 領収書は、複数枚、複数日にまたがっても構いません。合計金額が3千円以上となるようにしてください。

事業名	事業内容	申請手続き	備考
④結婚祝金 	○給付資格のある教弘会員が結婚したときに祝金を給付 ・給付額10,000円(夫婦とも教弘会員の場合は二人に給付)	○入籍の日から1年以内 ○申請書を岐阜支部に提出 ・所属長の証明または住民票謄本(コピー可)を添付	○資格認定基準日は、入籍した日

Q 2月に結婚しましたが、申請の手続きをするのが遅れて9月になってしまいました。年度がかわってしまいましたが、申請することはできますか。

A 申請していただけます。申請の手続き期間は、入籍の日から1年以内となっています。

事業名	事業内容	申請手続き	備考
⑤出産祝金 	○給付資格のある教弘会員に子どもが誕生したときに祝金を給付 ・給付額5,000円(夫婦とも教弘会員の場合は二人に給付)	○出生の日から1年以内 ○申請書を岐阜支部に提出 ・所属長の証明または母子手帳のコピーまたは住民票謄本(コピー可)を添付	○資格認定基準日は、子どもが誕生した日

Q 夫婦共に教弘会員なので二人合わせて申請したいと思います。その場合は、母子手帳のコピーは一部でよいですか。

A 申請書は教弘会員それぞれで記入していただく必要がありますが、夫婦一緒に提出して頂くのであれば母子手帳のコピーは一部でよいです。

事業名	事業内容	申請手続き	備考
⑥20歳成人祝金 	○給付資格のある教弘会員または教弘会員の子が成人したときに祝金を給付 ・給付額5,000円(夫婦とも教弘会員の場合は二人に給付)	○20歳の誕生日を迎えてから1年以内 ○申請書を岐阜支部に提出 ・所属長の証明または住民票謄本(コピー可)を添付	○資格認定基準日は、教弘会員または教弘会員の子の20歳の誕生日

Q 娘の成人祝金を申請したいのですが、私は退職しているため所属長の証明をもらうことができません。どうしたらよいですか。

A 世帯全員(家族全員)が記載されている住民票謄本(コピー可)を添付していただくようお願いします。

事業名	事業内容	申請手続き	備考
⑦入学祝品 	○給付資格のある教弘会員の子が小学校・中学校に入学したときに祝品を給付(図書カード3千円) (夫婦とも教弘会員の場合は二人に給付)	○4月1日から1年以内 ○申請書を岐阜支部に提出 ・所属長の証明または住民票謄本(コピー可)を添付	○資格認定基準日は、子どもが小学校または中学校に入学した日(4月1日)

Q 双子の子どもが小学校に入学しました。入学祝品の申請したいのですが、どのようにしたらよいですか。

A 双子のそれぞれの子の入学祝品申請をしていただきます。申請書は、「入学者氏名」欄に2名の子の名前を連名で記入していただければ、申請書は1通の提出でよいです。

事業名	事業内容	申請手続き	備考
⑧傷病見舞金 	○給付資格のある教弘会員が1か月以上の入院または自宅療養したときに見舞金を給付 ・給付額10,000円	○入院または自宅療養して1か月経過した日から1年以内 ○申請書を岐阜支部に提出 ・医師の診断書か休養証明書(コピー可)を添付	○資格認定基準日は、入院または自宅療養して1か月経過した日

Q 2月から4月まで入院していました。年度をまたいでの入院でしたが、それぞれの年度毎で申請をするのですか。

A 1回の入院(1か月以上)に対して見舞金を給付します。したがって、入院期間が年度をまたいでいてもそれぞれの年度で申請する必要はありません。

事業名	事業内容	申請手続き	備考
⑨災害見舞金 	○給付資格のある教弘会員居住所有の住居が罹災したときに見舞金を給付 ・公的機関の認定による ・半焼、床上浸水又は半壊 3万円 ・全焼、全壊 5万円 (夫婦とも教弘会員の場合は二人に給付)	○罹災した日から1年以内 ○申請書を岐阜支部に提出 ・公的機関の認定による罹災証明書(コピー可)を添付	○資格認定基準日は、罹災した日

Q 豪雨により住宅家屋に隣接している倉庫が床上浸水の被害を受けました。災害見舞金の申請はできますか。

A 災害見舞金の対象となるのは、「実際に居住しておられる住宅家屋」になるため、倉庫等の建物は対象外になります。